

認知症加算に係る算定表（通所介護・地域密着型通所介護）

- ・前年度実績が6か月以上ある事業所は、①又は②のいずれかにより算出してください。
- ・前年度実績が6か月未満の事業所は、②により算出してください（①による届出はできません）。

① 前年度の実績の平均

前年度(3月を除く)の1か月あたりの実績の平均については、実利用者数または延べ利用者数により算出すること。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
合計	(a)	(b)

日常生活自立度ランクⅢ以上の者の占める割合

(b) / (a)

≥20%

② 前3月の実績の平均

届出日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、実利用者数または延べ利用者数により算出すること。

※②により算出する場合は、直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者数
月		
月		
月		
合計	(a)	(b)

日常生活自立度ランクⅢ以上の者の占める割合

(b) / (a)

≥20%

【算定要件】

次のいずれにも適合すること。

①人員基準における看護職員または介護職員の員数に加え、看護職員または介護職員を常勤換算方法で2以上確保

②前年度(3月を除く。)または届出日が属する月の前3月の実利用者数または延べ利用者数のうち、認知症の者(*)の占める割合(1月当たりの実績の平均)が20%以上

* 認知症の者とは、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する者を指す。

③指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従で指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名以上配置